

タブレット端末等の利用に係る重要事項の一部改定について

タブレット端末を活用した相談窓口の開設に伴い、タブレット端末等の利用に係る重要事項を一部改定します。

改定内容は、以下のとおりです。

1 改定箇所

重要事項第1項（第6号を追加）

2 改定年月日

令和6年5月7日

3 重要事項全文

【重要事項】

1 貸与する児童・生徒用タブレット端末は、次に掲げる事項のために利用します。

- (1) 学校での学習
- (2) 学校から提示された課題等の家庭学習
- (3) 利用者の学習機会の保障に資すること
- (4) 管理者の整備するクラウドサービス、学校ホームページ等を通じて学校との連絡を行うこと
- (5) 翻訳用ウェブサイトの利用や振り仮名の付与、認証方法の変更等、管理者が認める範囲の教育用端末の設定変更を行うこと
- (6) 教育委員会が設置するタブレット端末を活用した相談窓口への相談

2 利用者は、次に掲げる事項について行ってはなりません。

- (1) 前号に掲げる目的外の利用
- (2) 他者への転貸、売却又は譲渡
- (3) 使用に必要なユーザID及びパスワードを第三者に漏洩すること及び第三者のユーザID及びパスワードを用いて利用すること
- (4) システムファイルなど利用が許可されていない資源にアクセスすること
- (5) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- (6) 個人的なメールアドレス、クラウドサービス用アカウント等の使用
- (7) 個人の住所や電話番号等、個人情報の入力
- (8) 学校から指示又は承認されていないファイルのダウンロード、ソフトウェア及びアプリのインストールおよびアンインストール
- (9) 学習上必要のないウェブサイトの閲覧
- (10) アプリ内課金及びインターネット上での金融決済

- (11) 他人の気持ちを害するような書き込みや表現をクラウドサービス等インターネット上で行うこと
- (12) 内蔵SIMカードを抜去すること
- (13) 教育用端末等を利用者又は保護者が家庭において契約しているインターネット回線や公衆無線LAN等の第三者のネットワーク回線に接続すること
- (14) 教育用端末等に利用者の所有するパソコン等の電子機器等を接続すること。ただし、前号に掲げる目的に照らし、管理者又は学校が認めた場合は、この限りではない。
- (15) 不適切な姿勢での利用、長時間にわたる液晶画面の注視、深夜時間帯の利用など、心身の健全な育成に影響を及ぼす恐れのあること
- (16) その他情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

3 紛失、故意による毀損等については、次のとおりです。

- (1) 紛失、故意による毀損等の事故又はその他の理由によって生じる再調達又は修理に要する費用が、新宿区教育委員会及び民間事業者との間で交わすリース契約の保証の範囲を超える場合には、その差額又は全額を利用者の保護者が負担しなければならない。

4 返却については次のとおりです。

- (1) 貸与期間が終了した場合、又は管理者が必要と認める場合、利用者は教育用端末を速やかに返却しなければならない。なお、利用者が新宿区内で転学、進学する場合には、学籍の移動に伴い貸与期間は終了するものとする。

5 その他、重要事項については、「新宿区立学校教育用端末の貸与および運用に関する要綱」に示しています。ご確認ください。

「新宿区立学校教育用端末の貸与および運用に関する要綱」

<https://www.shinjuku.ed.jp/~center-a/shinjukugigapo2/top2.html>